

県の回答（対応状況等）

令和5年9月7日

（ご意見標題）

- ①会計年度任用職員の待遇について
- ②会計年度任用職員にもメールアドレス及び庁内チャットサービスアカウントを正職員同様に配布することについて

（担当課） ①総務部人事課 ②企画部情報基盤整備課

（ご意見要約）

- ①コロナに罹患した場合、会計年度任用職員は無給休暇扱いであるため、体調が悪くても無理して出勤することになり、感染拡大につながるのではないかと。
- ②会計年度任用職員として勤務しているが、個人用メールアドレスが配布されておらず、利用を推進されている庁内チャットサービスのアカウント配布も受けていない。必要な情報は会計年度任用職員へ共有されないのではないかと恐れ、次年度以降、会計年度職員としての応募を躊躇する職員が多く存在している。
会計年度任用職員も職員同様に個人用メールアドレスの利用や庁内チャットサービスのアカウントを配布してほしい。

（回 答）

- ①新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことにより、国においては、会計年度任用職員がコロナに罹患し勤務できない場合は病気休暇又は年次有給休暇を取得できるようになっております。
会計年度任用職員の休暇については、国や他の地方公共団体の会計年度任用職員との権衡を失しないように適当な配慮が払われなければならないことから、県においても同様の取扱いとしております。
引き続き、国や他の都道府県等の情報収集を行いながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

②

（現状）

会計年度任用職員のメールアドレスの配布については、業務の必要性に応じて、各所属からの申請に基づき行っています。

庁内チャットサービスについては、今年度から導入に向けた全庁トライアルを行っており、職員定数に基づく職員数（知事部局）を基本にアカウントを配布しています。

（対応）

メールアドレスの配布は業務上の支障が起こらないよう柔軟に配布を行います。
庁内チャットサービスは、トライアルにおける課題等の洗い出しを実施しており、各所属から会計年度任用職員のアカウント配布要望等がある場合に対応できるよう、予算要求を行うこととしています。